

豊見城市クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）募集要項

1 目的

本要項は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づき、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関し、施設の募集について必要な事項を定めるものとする。

2 募集施設

市内の民間施設等

3 指定の要件

クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。（定期的にメンテナンスされており、指定暑熱避難施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備）
- (2) 沖縄県内に熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）※が発表されたときは、あらかじめ公表している日、時間帯及び受入可能人数の範囲で、当該施設を市民等に開放できること。また、自由に出入りが可能であること。

※熱中症特別警戒情報

都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合に環境省が発表するもの。

- (3) 市民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保できること。（施設の規模に関わらず、当該施設が受入可能人数に応じた滞在可能な空間が適切に確保されていること）
- (4) 休息できる椅子やソファ等が設置されていることが望ましい。
- (5) 避難（休憩）者の熱中症予防のための飲食を可能とする（または場所を指定する）ことが望ましい。
- (6) 給水施設又は飲料水を提供できる設備があることが望ましい。
- (7) 当該施設の出入口等、見やすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示した掲示物等が掲示できること。
- (8) 人員体制の条件はないが（店舗・施設の場合は、通常業務の範囲の中で、救急対応等を行っていただく等）、施設の管理・運営の観点から、開放時間中は施設の職員や警備員が常駐していることが望ましい。
- (9) 環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努めること。
- (10) 市と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、その内容を履行できること。

4 応募方法

豊見城市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）申請書（別紙１）に必要事項を記入し、電子メール等の方法によって、豊見城市福祉健康部健康推進課まで提出すること。

5 申込先・問合せ

（住所）〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1

（担当）豊見城市福祉健康部 健康推進課 保健予防班

（電話）098-850-0162

（メール）yobou-g@city.tomigusuku.lg.jp

6 申込開始日

クーリングシェルター指定への申し込みは随時受け付ける。

7 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、4月第4水曜日または指定を受けた日から10月第4水曜日までの期間で、公表している日及び時間帯とする。

8 その他

- （１）申請書を受付後、要件等の審査を行い、市が適当と認めた場合に協定書を締結し、クーリングシェルターに指定する。当該施設管理者又は市のいずれから協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- （２）クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受入可能人数は、市ホームページ等を通じて公表する。
- （３）クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受入可能人数に変更があった場合又はクーリングシェルターの指定を取り下げる場合はクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）変更・取下げ届出書（別紙3）に必要事項を記入し、電子メール等で豊見城市福祉健康部健康推進課まで提出すること。
- （４）法令や公序良俗に反する場合や取組の趣旨に適さない場合など、市が不適当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定されない場合がある。
- （５）当該施設が指定基準を満たさなくなった場合は指定を取り消す場合がある。
- （６）クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、市による費用助成はない。また、飲料などの熱中症対策物品について、市からの配布や援助も行わない。ただし、各施設でご準備いただいた物品を配布することを妨げるものではない。

- (7) クーリングシェルターを利用した避難者が施設等に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負わない。
- (8) クーリングシェルター避難者で体調不良者が出た場合は、各施設において体調不良者が出た場合と同様の対応を行うものとする。熱中症を疑う場合については、扇風機等を当てて身体を冷やす等の対応についても検討を行う。
また、厚生労働省ホームページ「熱中症予防のための情報・資料サイト」の「熱中症が疑われる人を見かけたら」に掲載されているフローチャートを確認する。
- (9) 市民以外の方が避難してきた場合、クーリングシェルターの意義が生命の危険を伴う暑さをしのぐためとなっているため、受け入れるものとする。例えば、観光客や外で作業している在勤者なども対象となる。